

行田羽生資源環境組合の休日を定める条例

令和4年4月1日

条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第4条の2の規定に基づき、組合の休日について、必要な事項を定めるものとする。

(組合の休日)

第2条 次に掲げる日は、組合の休日とし、組合の執務は、原則として行わないものとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定は、組合の休日において、組合の機関がその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。

(期限の特例)

第3条 組合の行政庁に対する申請、届出その他の行為の期限で条例又は規則で規定する期間（時をもって定める期間を除く。）をもって定めるものが組合の休日に当たるときは、組合の休日の翌日をもってその期限とみなす。ただし、条例又は規則に別段の定めがある場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。